平成２５年（フ）第２６号
石川県輪島市釜屋谷町６字33番地３
破産者　株式会社松下組
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所輪島支部

平成２５年（フ）第４２１号
静岡県浜松市東区大瀬町2217番地の２
破産者　セイワ工業有限会社
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２３４号
岡山市北区牟佐811番地６
破産者　赤澤　隆志
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７４６号
さいたま市桜区大字白鍬62番地
破産者　株式会社シンワコーポレーション
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１７８号
千葉県富里市七栄650―1978、住民票上の住所千葉県八街市東吉田22番地42
破産者　浦本　　徹
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２７２号
千葉県八街市八街に458番地56
破産者　森澄　禮三
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１０７号
最後の住所佐賀県武雄市武雄町大字武雄7369番地４
破産者　亡永藤昭相続財産
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第１０１号
山形県西村山郡河北町谷地字所岡121番地の９
破産者　株式会社ポップ・クロス
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２３号
千葉県香取郡東庄町石出1595番地１
破産者　向後　美枝
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２５年（フ）第２４号
千葉県香取郡東庄町石出1595番地１
破産者　向後　　稔
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２５年（フ）第５５２号
川崎市中原区中丸子343番地
破産者　有限会社二葉電機製作所
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１３５４号
名古屋市緑区大高町字下西峡32番地１
破産者　有限会社太洋サービス
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９９５号
愛知県知多郡美浜町大字奥田字三ケ市69番地１
破産者　有限会社コーセーエンタープライズ
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５５５９号
大阪市浪速区難波中２丁目３番20号
破産者　有限会社シエン
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６８８号
大阪府茨木市目垣１丁目320番１
破産者　株式会社タイヨー
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４８７号
大阪府枚方市長尾西町２丁目59番11号
破産者　有限会社ジー・テック
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４９６号
大阪府東大阪市御厨東２丁目14番25号
破産者　有限会社ノダ・アート
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９８号
神戸市中央区吾妻通１丁目２番27号、従前の本店所在地神戸市中央区大日通５丁目２番20号
破産者　株式会社ＬＥＮ．ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎ
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３５５号
兵庫県伊丹市安堂寺町７丁目253番地
破産者　株式会社ミツワ
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第３５７号
兵庫県姫路市飾磨区今在家1430番地の10
破産者　有限会社ルート関西
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２７号
山口県防府市勝間１丁目６番16号西村ビル201号
破産者　株式会社タクト
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１９０号
香川県高松市藤塚町２丁目５番21号
破産者　株式会社バイクジャパン
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係